

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第131号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第183号）

平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）の第2次試験の合格最高点を記載した文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

(1) 決定

平成16年度及び平成17年度分について、非公開決定

※その他については、別途、公開決定を行った。

(2) 非公開理由

石川県情報公開条例第7条第2号個人情報に該当する。

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

ア H23. 11. 29	公開請求	エ H24. 3. 14	諮問
イ H24. 1. 27	非公開決定	オ H25. 9. 25	答申
ウ H24. 2. 29	異議申立て		

5 諮問に係る審査会の判断結果

非公開とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨	
	判断結果	判断要旨
条例第7条第2号	非公開	<p>1 条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハマまでを掲げている。</p> <p>職員採用候補者試験の得点については、個人に関する情報であることは明らかであり、ただし書のいずれかに該当する特段の事情も認められないので、以下、同号本文の該当性について検討する。</p> <p>2 実施機関は、平成16年度及び平成17年度の第2次試験の合格最高点について、合格者が2名であるため、一方の合格者が合格最高点の公開を受け、かつ、個人情報の開示を受けることにより、合格最高点の個人が特定されると主張しているが、一方、異議申立人は当該情報を公開</p>

		<p>しても、2名のうち一方の得点が判明するのみで、個人を識別することができないと主張している。</p> <p>3 実施機関では、個人情報保護条例に基づき当該試験における受験者の得点情報について開示請求に応じているので、合格者が2名の場合、得点の低い合格者が合格最高点を公開請求し、自己の得点の開示を受けると、合格最高点を得た個人を識別できる。</p> <p>よって、合格者が2名である年度における合格最高点は条例第7条第2号本文に該当する。</p> <p>このようなことから、実施機関が、本件処分において非公開決定したことは、特段不合理ではない。</p>
--	--	--

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)  
答申第131号

# 答 申 書

平成25年9月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき非公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年11月29日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）第2次試験の合格最高点を記載した文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月12日に、公開決定等期間延長通知を行い、平成24年1月27日に、平成16年度及び平成17年度分について非公開決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公開しない理由を付して異議申立人に通知するとともに、その余については別に公開決定を行った。

（公開しない理由）

条例第7条第2号（個人情報）に該当

合格者が2名であるため、合格最高点を公開することにより本人が特定されてしまい、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年2月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年3月14日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 合格者が2名の場合に合格最高点を公開しても、2名のうち一方の得点が判明するだけで、それが2名のうちのだれの得点かは依然不明であり、特定の個人を識別することはできない。
- (2) 実施機関は、理由説明書で、「合格者が…公文書公開を行い、かつ、…自己の情報の開示を受けることにより、…、容易に個人の得点が識別される」としているが、それができるのは、合格者のみである。  
ゆえに、条例第7条第2号には該当せず、条例の適用に誤りがある。
- (3) 他の年度の合格最高点は公開されており、それとの均衡を欠いている。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件請求文書のうち平成16年度及び平成17年度の第2次試験の合格者数は、いずれも2名である。

合格者が2名の場合、一方の合格者が公開請求を行って合格最高点が公開され、かつ、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）に基づき自己の得点に関する情報の開示を受けることにより、他方の合格者の得点を本人の意思に関わらず知り得ることから、容易に特定個人の得点が識別され得ることになり、条例第7条第2号の本文の個人情報に該当する。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公文書の性格等について

石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に関する平成16年度及び平成17年度の第2次試験の合格最高点を記載した文書である。

##### 3 条例第7条第2号の該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とし、非公開の例外として、ただし書イからハマまで掲げている。

職員採用候補者試験の得点については、個人に関する情報であることは明らかであり、ただし書のいずれかに該当する特段の事情も認められないので、以下、同号本文の該当

性について検討する。

(2) 実施機関は、平成16年度及び平成17年度の第2次試験の合格最高点について、合格者が2名であるため、一方の合格者が合格最高点の公開を受け、かつ、個人情報の開示を受けることにより、合格最高点の個人が特定されると主張しているが、一方、異議申立人は当該情報を公開しても、2名のうち一方の得点が判明するのみで、個人を識別することができないと主張している。

(3) 実施機関では、個人情報保護条例に基づき当該試験における受験者の得点情報について開示請求に応じているので、合格者が2名の場合、得点の低い合格者が合格最高点を公開請求し、自己の得点の開示を受けると、合格最高点を得た個人を識別できる。

よって、合格者が2名である年度における合格最高点は条例第7条第2号本文に該当する。

このようなことから、実施機関が、本件処分において非公開決定したことは、特段不合理ではない。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 3 月 24 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 8 3 号)
平成 24 年 7 月 23 日	○実施機関(事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 24 年 9 月 4 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 25 年 2 月 20 日 (第 236 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 6 月 27 日 (第 240 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 8 月 22 日 (第 242 回審査会)	○事案の審議を行った。